

阿武町公告第 20 号

入札公告

阿武町薪ボイラー施設整備工事に係る条件付一般競争入札を次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 16 日

阿武町長 花田 憲彦

1 入札に付する事項

① 工事名

阿武町薪ボイラー施設整備工事

② 工事場所

阿武町大字奈古地内

③ 工事概要

構 造 鉄骨造・平屋建て

建築面積 93.08 m²

延べ面積 98.36 m²

④ 工期

着工日（工事請負契約の締結について、町議会の議決を経た後通知する契約予定工事通知による。）から令和 8 年 3 月 16 日まで（予定）。

2 入札参加資格の条件

入札に参加できるものは、建築一式工事業について、阿武町競争入札参加資格を有するもので、次に規定する入札参加資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定へ該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に係る制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始又は、再生手続き開始の申し立てをしていない業者であること。
- (4) 建設業法（以下、「法」という。）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受け、法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値通知で、直前の決算に基づく建築一式工事の総合評定値が 700 点以上であること。
- (5) 法第 3 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

- (6) 公告の日において、萩市、又は阿武町内に本店、又は契約締結権のある支店、営業所を有していること
- (7) 公告日から入札日までの間、阿武町から指名停止を受けていない業者であること。
- (8) 建築一式工事業に係る、法第 27 条の 18 に規定する監理技術者資格証の交付を受け、かつ法第 26 条第 4 項の国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した監理技術者を現場に専任で配置できること。配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として 3 ヶ月以上継続してあること。

3 工事概要書の配布日時及び場所

工事概要書は、次の通り希望者に配布する。

① 配布期間

令和 7 年 7 月 16 日（水）から

令和 7 年 7 月 24 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く

午前 9 時から午後 5 時まで

② 配布場所

阿武町役場 土木建築課

4 入札参加資格の確認申請の手続き

入札に参加を希望する共同企業体は、次の書類（以下、「申請書等」という。）を代表構成員が持参して提出するものとする。

なお、郵送または電送によるものは受け付けない。

- | | |
|------|---|
| 提出書類 | 1. 入札参加資格確認申請書（第 1 - 1 号様式） |
| | 2. 同種・類似工事の施工実績調書（第 2 号様式） |
| | 3. 工事発注証明書（第 3 号様式） |
| | 4. 監理技術者の資格・工事経験調書及び監理技術者証の写し
（第 4 号様式） |
| | 5. 使用印鑑届 |
| | 6. 総合評定値通知書の写し |
| | 7. 建設業の許可通知書の写し |
| 提出期限 | 令和 7 年 7 月 25 日（金）から
令和 7 年 7 月 28 日（月）までの
午前 9 時から午後 5 時まで |
| 提出場所 | 阿武町役場 土木建築課 |

5 入札参加資格の確認結果の通知方法等

確認結果の通知等

適合・非適合の通知

令和7年7月30日（水）までに行う。

6 設計図書の縦覧及び配布日時及び場所

設計図書は以下の通り縦覧に供するとともに、入札参加資格の適合通知を受けた者には配布する。

縦覧及び配布期間

令和7年7月31日（木）から
令和7年8月1日（金）までの
午前9時から午後5時まで

縦覧及び配布場所

阿武町役場 土木建築課

7 入札を執行する日時及び場所

日 時 令和7年8月21日（木）午前10時00分

場 所 阿武町役場大会議室（2階）都合により会場変更の場合あり

8 入札保証金

免除する。

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札参加資格審査申請において虚偽の申請をした者の入札
- (3) 郵便または電信による入札
- (4) 入札書記載金額、氏名その他の事項が確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札及び記名押印の無い入札
- (6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (7) 同一人が二人以上の入札者の代理人としてした入札
- (8) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (9) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (10) 入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

阿武町財務規則により、定められた予定価格の制限の範囲内に達したもののうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、落札決定を保留することがある。

11. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金に代えて提供できる担保として、国債又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約、又は阿武町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

12. 支払い条件

支払い条件は次の規定するとおりとする。ただし、支払い条件に関する詳細は阿武町工事執行規則のとおりとする。

- ① 前払金 有り
- ② 中間前払金 有り
- ③ 部分払 有り

13. その他

- ① この公告に関する入札参加資格審査申請において虚偽の申請をした場合は、阿武町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加の指名基準、及び指名停止に関する要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- ② 申請書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却をしない。
- ④ この公告の問い合わせは、阿武町まちづくり推進課（電話 08388-2-3111）にすること。